

平成31年度 水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

水俣市役所 下水道課 TEL0966-61-1627

◆合併処理浄化槽とは◆

トイレの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水をきれいな水にして放流するための設備で、設置すると家の周りの匂いや汚れが減り、生活環境がよくなります。

◆補助金の概要◆

水俣市では、公共下水道が整備されていない地域で住宅に合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

さらに、汲み取り式トイレやし尿のみを処理する単独処理浄化槽からの転換設置を推進するため、高齢者・障害者のいる世帯、市内業者が浄化槽を施工するなど条件に該当する場合は、補助基本額に補助金が加算されます。

◆補助金を申請できる方◆

公共下水道が整備されていない地域で住宅や公民館などに合併処理浄化槽を設置する方（住宅については、申請者本人が生活の本拠として居住する場合には限ります。）

◆補助金申請期間◆

平成31年4月1日（月）から平成32年1月31日（金）まで

◆補助金額◆

浄化槽の種類	補助基本額 (A)	加算額		単独転換加算額（上限）	
		対象者区分 (B)	業者区分 (C)	撤去 (D)	宅内配管 (E)
5人槽	332,000円	100,000円	100,000円	90,000円	300,000円
7人槽	414,000円	150,000円	150,000円		
10人槽	548,000円	200,000円	200,000円		

＝備考＝

※1 住宅の延べ床面積が130㎡を超えない場合は5人槽、130㎡以上は7人槽、二世帯住宅は10人槽を設置します。

（ただし、130㎡以上でも要件を満たせば5人槽が設置可能です。）

※2 「補助金額」＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)

（ただし、設置に要した費用が補助金の額未満の場合は、その額が補助金額となります。）

※3 新築の場合や本補助金を受けて設置した浄化槽（原則、設置後12年以上経過したものに限る。）の撤去等に伴い新たに設置する場合は、加算額はありません。

◆補助金が加算される方◆

汲み取り式トイレやし尿のみを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯で、次にあげる「加算の条件」に該当する場合

【対象者の区分】

合併処理浄化槽利用予定世帯が次のいずれかに該当する場合

- ①65歳以上の方が含まれている世帯
- ②要介護認定を受けた方が含まれている世帯
- ③身体障害者手帳等を持つ方が含まれている世帯
- ④児童扶養手当等の受給者が含まれている世帯
- ⑤生活保護を受給している世帯
- ⑥市民税が非課税である世帯
- ⑦地区環境協定に参加している世帯
- ⑧水俣市家庭版環境ISOに登録している世帯

【業者の区分】

施工業者が次のいずれかに該当する場合

- ①水俣市内に事業所がある場合
- ②水俣市外に事業所があり、水俣市民を雇用している場合
- ③水俣市民である浄化槽設備士が施工または監督を行なう場合

【単独処理浄化槽からの転換加算】

◎合併処理浄化槽への転換、設置にあたり、既設の単独処理浄化槽を撤去するとき

◆補助金交付申請書に必要な添付書類◆

＝全補助対象者共通＝

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（又は建築確認通知書の写し）
- (2) 合併処理浄化槽設置に関する事業計画書
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 建物の平面図
- (5) 合併処理浄化槽の配置配管図
- (6) 合併処理浄化槽の仕様書
- (7) 工事見積書の写し
- (8) 収支予算書
- (9) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- (10) 保証登録証
- (11) 登録浄化槽管理票（C票）
- (12) 業者の浄化槽設備士免状の写し（又は特別講習会修了書の写し）
- (13) 設置場所に居住していることが確認できる世帯全員の住民票（又は誓約書）
- (14) 市税等の滞納がない証明書

＝必要に応じて＝

- (15) 既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合 ⇒ 必要書類（別添）
- (16) 単独処理浄化槽を設置している場合 ⇒ 設置していることを証明する書類
- (17) 設置届受理後、10日を経過していない場合 ⇒ 「維持管理通知書」の写し
- (18) 浄化槽設置場所上部が駐車場となる場合 ⇒ 「評定書」の写し
- (19) その他市長が必要と認める書類

＝対象者加算を受ける場合＝

上記(1)～(14)のほか、加算条件を満たしていることが確認できる書類

加算の条件	添付書類（写し）
①65歳以上の方が含まれている世帯	運転免許証、保険証など（住民票を添付する場合は不要）
②要介護認定を受けた方が含まれている世帯	介護保険被保険者証など
③身体障害者手帳等を持つ方が含まれている世帯	身体障害者手帳、療育手帳、障害者手帳、特別障害者手当認定通知書、障害児福祉手当認定通知書など
④児童扶養手当等の受給者が含まれている世帯	特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書など
⑤生活保護を受給している世帯	生活保護受給証明書など
⑥市民税が非課税である世帯	市県民税所得課税証明書など
⑦地区環境協定に参加している世帯	協定書など
⑧水俣市家庭版環境ISOに登録している世帯	みなまたエコダイアリーなど

＝業者加算を受ける場合＝

加算の条件	添付書類（写し）
①水俣市内に事業所を有し、熊本県知事登録又は届出をしている場合	上記(1)～(14)のほか、次のア～ウのうちで該当するもの ア 浄化槽工事登録申請書及び浄化槽工事業の登録について（通知）の写し イ 浄化槽工事登録事項変更届出書及び浄化槽工事業の変更登録について（通知）の写し ウ 特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の写し
②水俣市外に事業所を有し熊本県知事登録又は届出をしており、水俣市民を雇用している場合	上記(1)～(14)のほか、前記①ア～ウのうちで該当するものと併せて、本市に居住している者を雇用していることが確認できるもの（社会保険証の写しなど）
③水俣市民である浄化槽設備士が施工又は監督を行なう場合	上記(1)～(14)のほか、前記①ア～ウのうちで該当するものと併せて、浄化槽設備士が本市に居住していることが確認できるもの（運転免許証など）

◆実績報告書に必要な添付書類◆

- (1) 収支精算書
- (2) 請求書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (5) 工事完成写真、工事前及び工事中の写真…施工マニュアル参照
- (6) 浄化槽施工チェックリスト
- (7) 完工図

＝申請時において、世帯全員の住民票を添付できなかった場合＝

- (1) ～ (7) のほか、設置場所に居住していることが確認できる世帯全員の住民票
(ただし、新築物件等でやむを得ず年度末までに住民票を添付できない場合は、誓約書をこれに代えることができます。)

◆浄化槽の維持管理について◆

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、浄化槽法で定められた「保守点検」・「清掃」・「法定検査」を受ける必要があります。

法定検査（水質検査）

『7条検査』…浄化槽を使い始めて3か月を経過してから5か月以内に行う水質検査
『11条検査』…7条検査の後、毎年1回定期的に行う水質検査

＝お問合せ先＝

(社) 熊本県浄化槽協会 TEL 096-284-3355

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、機械類の洗浄等を行う。

年1回以上の実施が義務付けられています。

＝お問合せ先＝

水俣市環境課

(TEL 0966-61-1613)

保守点検

合併処理浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整、修理、消毒剤の補充などを行う作業です。

4か月に1回以上行うよう定められています。

＝お問合せ先＝

水俣保健所 (TEL 0966-63-4104)